

18 定期積金

平成29年10月1日現在

商品名(愛称)	・定期積金(スーパー積金)
販売対象	・個人および法人のお客さま
契約期間	・1年以上5年以下
払込 (1)払込方法 (2)払込金額 (3)払込単位	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内に定期的に掛金を払い込みいただけます。 ・1,000円以上 ・1,000円単位
払戻方法	・満期日以降に一括して給付契約金をお支払いいたします。
利息 (1)適用金利 (2)給付補てん金の支払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・契約日における店頭表示の利回りを約定年利回りとして満期日まで適用します。 ・給付補てん金は、満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・給付補てん金は、付利単位を100円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合、給付補てん金には20%(国税15%・地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・平成28年1月1日より法人のお客さまは、総合課税となり国税15.315%の税金がかかります。
付加できる・特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金等からの自動振替による掛込みもできます。 ・マル優のお取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・中途解約の場合は、次の①、②の期限前解約利率によりお利息を計算し、払込済掛金残高相当額とともにお支払いいたします。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。)
金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室(9時~17時、電話:072-621-9363)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(06-6364-7644)東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>
その他の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金の払込みが遅延した場合、満期日を遅延期間に相当期間繰り延べます。 ・満期日後に解約する場合、満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となる預金で、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)